

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条
第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を
次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一
項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を
記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項
（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三項第一項において同じ。）の
規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都
道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号
において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は
市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は
市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物
（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」と
いう。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史
跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並
びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書に
は、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意
見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任
者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の
発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしよとする箇所を表示しなけ
ればならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了
したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二
第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府
県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しな
い場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及
ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更
等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の
拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに
不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法
第二百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第
二条の規定を、法第六十八号第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三
条の規定を準用する。

2 法第六十八号第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更につい
て同意を求めようとする場合、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第
五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公
共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるもの
とする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第八号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月二十七日文化財保護委員会規則第三号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四十三年二月二十六日文部省令第三一号) 抄

1

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年二月二十二日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。